

【議事概要】第3回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会

○日時：平成29年6月13日（火）13時30分～15時30分

○場所：4号館12階1208会議室

【議事概要】

（局長挨拶）

（座長挨拶）

（勘場企画官より資料に沿って説明）

（質疑応答）

○（バリアフリー法改正を前提として）障害の社会モデルの理念をどのように法案に取り組んでいくかが重要。社会モデル理念規定そのものを法律の条文の中に取り込んで欲しい。共生社会の実現、社会的障壁の除去、合理的配慮の提供についても取り入れていただきたい。

→○社会モデルの法律への取り込みについては、今回の検討会は法律の見直しも含めて検討対象なので、施策を具体化していく中でどこに反映させるのが適切なのかということについて検討させていただきたい。

○（現行）バリアフリー法の中でカバーできなかった地域間格差の是正について取り入れていく必要。また、移動の権利については、その言葉自体が法律の文言の中で入れにくいということが前回の検討会でも言われているが、切れ目ない移動をどう確保していくかということをも是非とも入れていただきたい。交通結節点などの切れ目で施設整備が途切れることなく、目的地まで一人で移動できることが重要であり、バリアフリー法改正という形で国会に具体的に提案していくのか、確認したい。

○当事者参画についても、危険なもの、使えない・使いづらいものがあるなかで、当事者による評価システムを是非とも取り入れていただきたい。UD2020行動計画の中でも評価会議が位置づけられたが、あくまでオリパラまでの時限的なものなので、その後の評価として、国交省として評価システム

として重要なものとして評価会議を枠組みの中に入れていただきたい。

○特に地方の空港で、健常者と障害者で要する手続き、時間の差があり過ぎる。サービスの平準化、統一化を図り、障害者も健常者＋10分位の範囲で移動支援等が完結するように全国統一のシステムを作って欲しい。地方の厳しい状況を考えても、移動の権利は法の中で明記されるべき。

→○平成29年度に交通・観光については接遇のガイドライン及びマニュアルについて検討を進めていくことになっているので、その中で御意見を踏まえてしっかり対応したい。

○沖縄の空港で精神障害者が搭乗を拒否された事例が15年ほど前にあったかと思うが、現在は精神障害者の方達が正式に登場できるのか、確認したい。

→○乗車拒否については、差別解消法の中で、仮に乗車をお断りする場合であっても理由を説明していくことというのは法律上求められているという認識である。そういった事象がこれから起きないようにしっかりと法律の運用に取り組んで参りたい。

○人材育成の重要性について盛り込んで欲しい。ユニバーサルデザインを担う市町村・当事者・研究者等の人材が大切。

○基本構想について、2000年時点では規制的、強制的、画一的な側面が強かったが、観光におけるグローバルな視点、子育て重視の視点等、事業者や自治体が自主的に志を持って行う取組を応援するような書きぶりが出来ないか。元気の出る街づくりを進める必要があるのでは。

→○基本構想については、特に事業者の志という点について、まさに施策の方向性の中で事業者の主体的な取組をどう促進するかという観点から方向性を打ち出している。これから制度設計を進めていきたい。

○「事業者等の過度な負担とならないように配慮」について、過度な負担だから出来ないと言い切るのではなく、代替手段を情報開示していただきたい。

→○代替手段については、今回まさに見直しの視点として、ハード・ソフト一
体的な取組を掲げさせていただいている、御指摘を踏まえ、施策の具体化、
検討を進めさせていただきたい。

○当事者にも様々な考え方がおり、当事者に対する教育が必要。国土交通
省としても何らかの形で人材育成について入れていただきたい。

○地方の過疎化がすすんだ無人駅等については、自動的に情報を出すような機
械・器具を設置していただきたい。そういったものがないと、地方に住む障
害者や高齢者等が非常に不便な生活を強いられることになる。

→○当事者の教育については非常に重要と認識しており、バリアフリーについ
て一定水準を学ぶことを前提として参画がなされるべき。

○心のバリアフリーのため、小さいときからの教育が一番重要。

→○ユニバーサルデザイン2020行動計画において、小学校入学以前からの心の
バリアフリー教育に取り組むことが盛り込まれ、政府全体として取り組む
ことを決定させていただいたところ。

○I P Cの基準やtokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえ、全国一
律の基準の底上げをお願いしたい。他方で、大都市のターミナル駅について
は特有の不便な点があるので、規模に応じた基準のあり方を位置づけていた
だきたい。

→○基準の検討会も別途進めているので、そちらでしっかりと回答させていた
だきたい。

○建築物の基準の見直し、特に災害時の避難場所になる一般学校等については
特別特定建築物として位置づけていただきたい、

→○ご指摘の「避難場所」とは、被災者が被災後に生活する場所（＝避難所）
という趣旨であると理解。

○共同住宅についても、まだまだ車いすの人々の入居が難しい。大阪府では一定数の基準を設けて整備を進めているというが、こうした物を是非とも義務基準として整備していただきたい。

○2000㎡未満の小規模店舗についても最低限の義務基準を整備して欲しい。委任条例の形で進められているが、条例に基づく整備が非常に少ないので、強化促進をしていただきたい。

○基本構想が市町村の十数%しか作成されていない中で、義務とまで行かなくともより強力な形で作成させるような仕組みを作っていただきたい。また、協議会の当事者参画についても、一人でも入れれば良いというものではなく、一定比率を当事者が占めるように見直していただきたい。さらに、住民提案制度が一件しか活用されていないので普及促進策を作っていただきたい。

→○当事者参画をどうするのかについては、法体系の中で明確化していくことを報告書の中で盛り込ませていただき、基本方針を含めたいろいろなやり方があるかとは思いますが、趣旨を明確にしていきたい。

○安心課が編集した発達障害の方達为中心となり作成した「コミュニケーションハンドブック」が大変わかりやすい。学校の先生の指導用テキストとして使って貰いたいので、予算を付けて全国に発信していただきたい。

→○ハンドブックの内容は心のバリアフリーのバリアフリー教室等に取り込みたいと考えている。また、文科省と協力して学校の副教材を作成しており、完成次第全国の中学校に配布を進めたいと考えている。

○従来の基準は最低限を満たす事に焦点を当てており、使い勝手の良さや安全性が無視されて作られている感じがする。特に交通結節点では乗り換えの不便さや危険性が大きい所がある。例えば電車の車いす用乗降口を運転席の後ろの一箇所と固定するのではなく、新基準は複数箇所にするべき。

○高齢者、障害者等が、自分の意識として手助け等を求めている意図がわかる

ようなマーク、ヘルプマークのような物があってもよいのではないか、心のバリアフリーというふんわりした話ではなく、一歩前進するような具体的なことを進められるものがあるのもいいのではないかと考える。

○建築物や公園等の施設整備について、維持管理、メンテナンスという問題をどう発信していくかについて検討して欲しい。一例として、12月に障害者週間があるが、同様に「バリアフリー月間・週間」といったものを設け、公共施設のバリアフリー点検を当事者参加でするといったことは出来ないか。地域間の格差や当事者間の問題意識の差など、様々な事実が出てくる契機になるのではないかと、

○防災、災害時への対応について、基本方針になるにしても言及すべきではないか。

→○災害時の対応については、前回の検討会でも災害部局等と連携すると言うことで説明しているが、バリアフリー施策の中でどこまで出来るかについては、引き続き宿題として検討させていただきたい。

○事業者の身の丈に合わない整備基準や事務負担を求めることは、かえって整備の遅れや硬直的な考え方を助長する。現場では創意工夫を行い、可能な限り障害者のお客様も利用しているのが現状である。報告書に反映いただいたとおりに今後も対応したい。

○大規模ターミナル駅等における工事中の過渡期のアクセシビリティ確保について、情報提供をきちんと行うことを何らかの形で盛り込んで欲しい。

○障害によっては声をかけることがかえって良くない場合もあるので、ほっといてマークのような物も必要ではないか。

○ほっておけマークのようなものは、例えばほっておいた結果事故等が起こると、周囲に非常に迷惑なので、やめたほうがよいのではないかと。

○運輸局の主催するバリアフリーネットワーク会議について、毎年同じような中身・質問で改善点がみられない。もう少し実のあるものにする検討が必要ではないか。

→○バリアフリーネットワーク会議の充実がP D C Aサイクルの観点からも一つの大きな課題と認識しているので、今後制度設計及び充実をしたい。

○観光地における宿泊施設のバリアフリーについて、どのようなバリアフリーの手助けが出来るのか(人的対応、盲導犬の許可等)について、利用者に情報を開示するような方策が欲しい。

→○旅館のバリアフリー化については、ユニバーサルツーリズムということで観光庁が5年ほど前から行っているが、なかなか浸透していないという事がある。色々支援の方法はあるので、一度HPなどをご覧になっていただくと良いかと思う。

○災害対応について、空港やターミナル等で火災が生じたとき煙はどこまで下がるのか教えて欲しい。地下鉄等の中で災害が発生した場合に備え、避難通路の位置や状況をもっと大きく表示して欲しい。

○空港や電車で日常的に搭乗拒否・乗車拒否がされているなかで、正当な理由が明確に伝えられないことが最大の問題。運送約款とは全く別の、各会社の内規によって、ほとんど説明されずに拒否されてしまう。各社の内規の情報開示を進めて欲しい。

○コミュニケーションハンドブックには、発達障害の人々に対する知識も書かれているので、是非もっと活用していただきたい。

○ハード面についても、観光はこれからの施策の見直しの大きな柱だと考えている。ハードの基準やガイドラインのあり方を含めて、しっかりと検討を関係部局として参りたいと考えている。

(委員の皆様にも最終確認いただいた上、座長一任とすることです承)

(事務局より、6月末に報告書を取りまとめ、公表する旨伝達)

以 上